2018
2
NO.207

「税と暮らしを考える」広報誌

# えどがわきた

「生きる」を創る。
Aflac
会員様ですとアフラックのがん保険・医療保険が団体割引保険料でお申込みいただけます。
0120-777-596
（一社）江戸川北青色申告会担当代理店
吉田保険サービス

発行：一般社団法人江戸川北青色申告会　〒132-0025　江戸川区松江 2-23-13　TEL03（3656）0621　FAX03（3656）1104

## 平成 29 年分　決算サポート　始まりました

### 決算相談の下書きをお持ちください

会報 11 月号で配布しました決算相談の下書き、確定申告の下書きにご記入ください。また、会計ソフトをご利用の方は下記のようにデータ又は決算書をお持ちください。

会計ソフトご利用の方

| ツカエル青色申告 | やよいの青色申告 | 左記以外の会計ソフト |
|---|---|---|
| WEB にデータ送信又はパソコンをお持ちください。 | 18.17.16 のバージョンの方はデータをお持ちください。それ以外のバージョンの方は、決算書を印刷してお持ちください。 | 元帳や決算書の打出しを行ってお持ちください。 |

決算相談の下書き

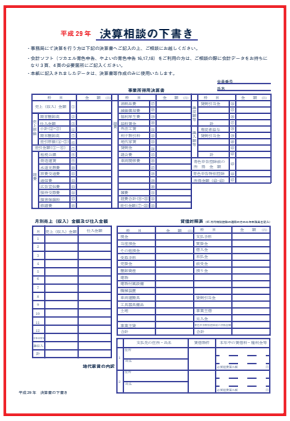

確定申告の下書き

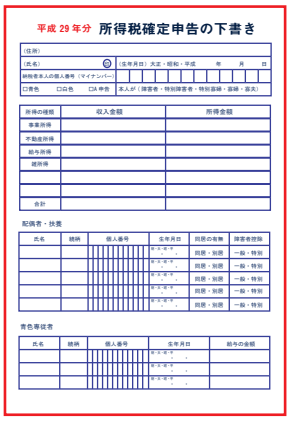

### 公共交通機関をご利用ください

決算サポート期間（1 月 23 日から 3 月 14 日）は大変混み合います。　松江事務局の自転車置場は下記の箇所となります。　また、駐車場の貸出しは、近隣への配慮のため決算サポート期は行っておりません。お近くのコインパーキングまたは、公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。

**駐輪場案内図**

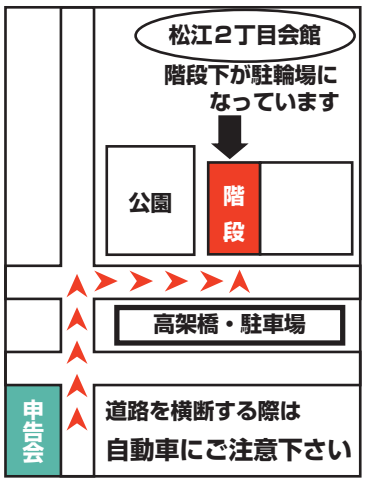

### 電子申告サポートを行ってます

青色申告会では、電子申告での提出を推進しております。マイナンバーカードをお持ちで無い方は、月～金曜日、東京税理士会江戸川北支部の税理士による代理送信を行っております（3 頁参照）。是非この期間中に会をご利用頂き、電子申告にてご提出をお願いいたします。

### 決算サポート期の営業時間

平成 29 年 3 月末を持ちまして、小岩出張所は閉館いたしました。決算サポートは松江事務局へお越し下さい。

受付時間【午前 8：30 ～午後 15：00】まで

午前中の受付でも混雑状況により相談は午後になる場合もあります。ご容赦ください。

# 理事会報告

平成29年12月の理事会に於いて、会員規定及び、消費税の税込み表示、会計ソフト相談料が承認されました。会員規定は、一般社団法人江戸川北青色申告会の定款及び運営細則に基づき、会員に関する規程、その他の諸規程に定められた会員の権利及び義務のほかに、会員の入退会に関する手続並びに会員に供与される特典及び会員が遵守すべき事項について定めることを目的としております。会費や青色共済、各種保険福利厚生サービスの納入方法等の記載もあります。詳しくは当会ホームページまたは、事務局までお問い合わせください。

また、消費税の税込み表示は平成30年4月1日より、会計ソフト相談料は平成31年4月より下記の通りとなりました。会員の皆様にはご理解ご協力の程をよろしくお願いいたします。

## 会員規定（一部抜粋）

（入会の手続）

第３条　運営細則第３条に規定する入会申込書は、希望する会員種別により、正会員、準会員に分かれる。本会、事務局において入会申込書に記載後、提出する。

（退会の手続）

第５条　運営細則第３条に規定する退会届出書は、書面により本会に提出することにより、いつでも退会できる。

２退会申出月までの会費未納分がある場合には、申出月までを納入し退会となる。

３退会時までのその他事業による未納額がある場合には、未納額の納付を以て退会となる。

（入会金及び会費の額）

第８条　運営細則第４条に規定する本会会費は下記の通りである。

正会員　　入会金　2,000 円　会費（月）1,500 円

準会員（法人管轄）　入会金　2,000 円　会費（月）1,500 円

準会員（家族）　　入会金　1,000 円　会費（月）1,000 円

その他会員種別ごとによる会費は別途定める。

（納入方法）

第９条　運営細則第５条に規定する会費の納入は下記の通りである。

会費は原則として振替による納付とし、下記の期日までに本会へ納入しなければならない。

４月～９月分　　４月の所定の振替日

１０月～３月分　１０月の所定の振替日

また、当該年度の会費を前納することができる。

2　会費の振替によらない場合には、４月末日までに当該年度の会費を前納するものとする。

3 本細則施行後は、本会銀行口座への送金は認めない。

4　既納の会費は、原則としてこれを返還しない。

（未納会費）

第１０条　会費の再振替手続きは行わないため、振替不納の場合には振替月の月末までに持参または払込用紙にて納入する。払込用紙にて納入の場合には、別途定める手数料を負担するものとする。

2　何等かの事由により所定月までに会費を納入できない場合には、第２条に定める事業の提供を行わない。

（青色共済制度）

第１２条　本会は、東京青色申告会連合会共済会（以下、共済会）の加入推進を行う。

共済会会費は当会の会費納入方法により下記の期日までに納入するものとする。

５月～　７月　４月の所定の振替日

８月～１０月　７月の所定の振替日

１１月～　１月１０月の所定の振替日

２月～　４月　１月の所定の振替日

また、当該年度の共済会費を前納することができる。

2　当会、会費が振替によらない場合には、４月末日までに当該年度の共済会会費を前納するものとする。

3 本規則施行後は、本会銀行口座への送金は認めない。

4　既納の共済会会費は、原則としてこれを返還しない。

5　共済会会費の再振替手続きは行わないため、振替不納の場合には更新月の月末までに持参または払込用紙にて納入する。払込用紙にて納入の場合には、別途定める手数料を負担するものとする。

6　共済会退会の場合には、更新月の２カ月前の末日までに当会へ青色共済退会届けを提出する。

7　共済会会費は所定の更新月に共済会へ送金を行うため、青色共済退会届けの受理が行われるまでに発生する共済会会費は、加入者の負担となる。

第５章　個人情報保護

（個人情報保護法）

第１５条 本会は、提供された会員の個人情報については、個人情報保護管理規程に基づいて、適正な保護・管理に努める。

附 則

この細則は、平成 29 年 12 月 21 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

## 平成 30 年 4 月より改定いたします

- 平成 30 年 4 月 1 日より、物品販売収入については、すべて消費税込みの金額表示とさせていただきます。

| | 旧価格 | 平成 30 年 4 月 1 日より |
|---|---|---|
| 標準簡易帳簿（一般） | 1,800 円 | 1,944 円 |
| 不動産用帳簿 | 1,000 円 | 1,080 円 |
| 農業用帳簿 | 1,800 円 | 1,944 円 |
| アピカ（出納帳） | 1,080 円 | 1,080 円 |
| 65 万控除帳簿（手書用） | 1,800 円 | 1,944 円 |
| 会計ソフト指導料 | 6,000 円 | 6,480 円 |
| 江戸川北ファイル | 500 円 | 540 円 |
| その他物品 | 販売価格 | 販売価格＋消費税 |

## ツカエル青色申告・やよい青色申告をご利用されている方へ

### ツカエル青色申告

平成 30 年 6 月振替分より価格が消費税込みの値段となります。ご確認ください。詳しくは事務局までお問い合わせください。

### やよい青色申告

平成 31 年 4 月よりセキュリティ及び職員の指導向上のため会計ソフト指導料を年間 6,480 円（税込）を領収いたします。詳しくは事務局までお問い合わせください。

# 女性部活動報告

12月5日（火）、税務署の岡第一統括官をお招きし、勉強会を開催しました。

消費税の軽減税率制度については対象品目についてと、売上や仕入れを８％、10％に明確に区分して記載することの説明、医療費控除については新しい明細書の記載例についての説明がありました。今年から領収書の提出が不要になり、代わりに明細書の提出が必要になりましたが、記載内容に漏れがなければ書式は自由とのことです。

最後の質問コーナーでは多くの質問が飛び交い、関心の高さが伺えました。

勉強会の様子

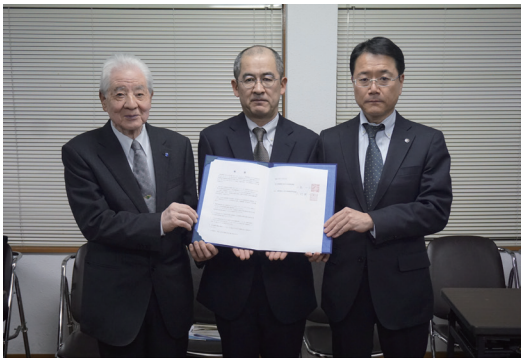

11/30 に三者協議会で平成 29 年分代理送信の協定に調印を行いました。

※提出方法とは、マイナンバーカードをご利用で無い方は、1 月 23 日から 3 月 7 日までは代理送信手続きにより提出を行います。また、3 月 9 日から 3 月 14 日は書面提出になります。書面提出の際には、本人確認書類等のご用意をお願いいたします。

※相談「◎」は、予約優先日となりますが相談職員の人数は多数おり受付順で行えます。お早目のご相談をお待ちしております。

※譲渡や収用に関するご相談は決算書作成後、税務署へご相談ください。

※× は休館日となります。

## 平成 29 年分決算相談カレンダー

| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
| 提出方法 | | 代理送信 | 代理送信 | 代理送信 | 代理送信 | | |
| 相　談 | 通常 | ◎ | 先着順 | ◎ | ◎ | | |
| | 29 | 30 | 31 | 2/1 | 2 | 3 | 4 |
| 提出方法 | | 代理送信 | 代理送信 | 代理送信 | 代理送信 | | |
| 相　談 | ◎ | ◎ | 先着順 | ◎ | ◎ | | |
| | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 |
| 提出方法 | 代理送信 | 代理送信 | 代理送信 | 代理送信 | 代理送信 | 代理送信 | |
| 相　談 | ◎ | ◎ | 先着順 | ◎ | ◎ | ◎ | |
| | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
| 提出方法 | | 代理送信 | 代理送信 | 代理送信 | 代理送信 | 代理送信 | |
| 相　談 | | ◎ | 先着順 | ◎ | ◎ | ◎ | |
| | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
| 提出方法 | 代理送信 | 代理送信 | 代理送信 | 代理送信 | 代理送信 | 代理送信 | |
| 相　談 | ◎ | ◎ | 先着順 | ◎ | ◎ | ◎ | |
| | 26 | 27 | 28 | 3/1 | 2 | 3 | 4 |
| 提出方法 | 代理送信 | 代理送信 | 代理送信 | 代理送信 | 代理送信 | 代理送信 | |
| 相　談 | ◎ | ◎ | 先着順 | ◎ | ◎ | ◎ | |
| | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 |
| 提出方法 | 代理送信 | 代理送信 | 代理送信 | 書面提出 | 書面提出 | | |
| 相　談 | 先着順 | 先着順 | 先着順 | 先着順 | 先着順 | | |
| | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
| 提出方法 | 書面提出 | 書面提出 | 書面提出 | 本人提出 | | | |
| 相　談 | 先着順 | 先着順 | 先着順 | × | | | |

## 次年度に向けて

会長　大村耕一

いよいよ、平成29年分の確定申告が始まります。

会員皆様方には日頃のご理解と役職員皆様のご尽力により事業活動が活発に行われ、会の運営が順調に進められました。厚く御礼申し上げます。

さて、消費税10％の引き上げが平成31年10月より実施されることとなりました。同時に8％の軽減税率制度が実施される事となります。軽減税率制度に関しましては事務負担等種々な影響が懸念されますことから当会では税務当局のご指導をあおぎ研修会・勉強会を開催するとともに万全を期して、まいりたいと思っております。

国税庁の統計年表では平成26年1月から白色申告者に対する記帳義務と保存が全面義務化されたことから平成27年には事業所得者の青色申告の普及割合が60％に達したと発表されました。

当会では江戸川北税務署管内全域の町会の掲示板・公共施設・金融機関に無料相談会のポスターを貼り出し、記帳指導に当り、青色申告制度の普及と納税義務の向上をはかる青色申告会への入会を勧奨しております。

平成29年にはセルフメディケーション税制（医療費控除の特例）が施行されました。今後も新しい税制の施行、税制改正等が行われるものと予測されます。会員皆様には広報「えどがわきた」にお目を通し確認し、対処されますようお願い申し上げます。

平成29年分確定申告の時期を迎える、当会では電子申告を推進しております。東京税理士会江戸川北支部様のご支援をいただき代理送信を行っております。本人送信に向けてはマイナンバーカードの取得を是非お願いいたします。

次年度も5ブロックでの地域まつりの出店、会員の交流を推進するグランドゴルフ大会の開催、会員親睦研修旅行等活動を活発に行ってまいります、小学校の租税教室の開催にも力をいれております。

会員皆様にはご理解とご協力をお願い申し上げます。

# 東京都江戸川都税事務所からのお知らせ

## 2月は固定資産税・都市計画税第4期分の納期です（23区内）

お手元の納付書により、２月２８日（水）までにお納めください。

なお、現在口座振替をご利用中の方の振替日も２月２８日（水）となりますのでご準備をお願いします。

**ご利用になれる納付方法**

◇金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口

◇口座振替

◇コンビニエンスストア

◇金融機関・郵便局の（ペイジー）対応のＡＴＭ、インターネットバンキング、モバイルバンキング※4

◇パソコン・スマートフォン等からのクレジットカード納付

平成 30 年 2 月末をもって、携帯電話（フィーチャーフォン）からは、当該サイトにアクセスできなくなります。
※スマートフォンからは、これまでどおりご利用いただけます。
詳しくは、都税クレジットカードお支払サイト（https://zei.metro.tokyo.lg.jp）をご覧ください。

**固定資産税・都市計画税の納付には、安心・便利な口座振替をご利用ください。**

お申込みは、口座振替を開始しようとする月の前月の 10 日までに、口座振替依頼書（ハガキ式又はダウンロード様式）に必要事項をご記入の上、郵送していただくか、預（貯）金通帳、通帳届出印、納税通知書をご持参のうえ、金融機関または郵便局の窓口でお手続きください。

＜口座振替のお問い合わせ先＞主税局徴収部納税推進課（03-3252-0955）

## 耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

### ＜耐震化のための建替え＞

**減免対象**

昭和 57 年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、平成 30 年３月 31 日までに、耐震化のために新築された住宅のうち、一定の要件を満たすもの

**減免の期間と額**

新築後新たに課税される年度から３年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免(減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります)

**申請期限**

新築した年の翌々年の２月末
（1月1日新築の場合は翌年の2月末）

### ＜耐震化のための改修＞

**減免対象**

昭和 57 年1月1日以前からある家屋で、平成 30 年３月 31 日までに、現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事を施したもの

**減免の期間と額**

改修工事完了日の翌年度分から一定期間、居住部分で１戸あたり 120 ㎡の床面積相当分まで固定資産税・都市計画税を耐震減額適用後全額減免

**申請期限**

改修工事が完了した日から３ヶ月以内

減免を受けるには申請が必要です。建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますのでご注意ください。
詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

東京都江戸川都税事務所　電話 03（3654）2151（代）